



市の人口●127,582人 (-46人)
男65,223人 女62,359人
市の世帯数●52,231世帯 (+382世帯)
平成20年1月1日現在 ()は前年同月の増減

- 後期高齢者医療のお知らせ(2面)
- みんなの健康(3面)
- 広報紙を78カ所で配布中(4面)
- 座間市民便利帳を発行(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- WE LOVE ZAMA! 健康体操(8面)



参加体験型の
楽しいっばい!
生涯学習フェスティバル



ハーモニーホール座間(市民文化会館)やサニープレイス座間(総合福祉センター)、図書館などを会場に「生涯学習フェスティバル」を開催します。「いつでも どこでも だれでも学べる ~うれしく 楽しく 問いかけながら~」が今年のテーマ。市内で活動する生涯学習グループの活動の紹介や学習相談のほか、特に今年は、気軽にできる参加体験型の催しをたくさんご用意しています(下表参照)。

何か新しいことに挑戦したい方、地域とのコミュニケーションを深めたい方など、多くの方のご来場をお待ちしています。

担当 生涯学習推進課 ☎046(252)8472 ㊚046(252)4311

催し名	とき	ところ	定員	費用
「情報の木」の掲示	2月13日(水)~3月12日(水)	図書館	—	無料
あすなる大学 「調べ学習」展示発表 ~あすこそ、なろう!自己実現~	3月1日(土)、2日(日) 午前10時~午後4時 (2日は午後3時30分まで)	ハーモニー ホール座間 ギャラリー	—	無料
私だけのちいさなおひな様 ~手のひらサイズの雛人形 を手作りで~	3月2日(日)午後1時~4時	北地区 文化センター	20人(申込順)	100円 (材料代)
座間とよしかんたんけん 大作戦 図書館クイズラリー	3月2日(日) 午前10時~11時30分	図書館	小学生以上 20人(申込順)	無料
ざま産そば粉でそば打ちに 挑戦! (そば打ち体験・試食付き)	3月4日(火) 午後0時30分~3時	市公民館	20人(申込順)	400円 (材料代)
「防災対策は万全ですか?」 ~県防災センター見学・体験~	3月5日(水)午前9時~午後1時 (市マイクロバス使用。市役所 ロタリー午前8時55分集合)	県防災センター (厚木市)	20人(申込順)	無料
アメリカンスリーディメンション (作品展示と体験)			両日とも会場 に先着15人	500円 (材料代)
座間は見どころいっぱい ~あなたの知らない「ふるさと 座間の魅力」をお伝えします~			—	無料
油彩画、水彩画の展示	3月5日(水)、6日(木) 午前10時~午後4時 (6日は午後3時30分まで)	ハーモニー ホール座間 ギャラリー	—	無料
座間の大風呂について知ろう (実演と展示)			—	無料
「つるし雛」って知ってますか? (つるし飾りと季節の和布細工 物の展示と解説)			—	無料
木版画の楽しみ (作品と製作ステップの展示、 摺りの体験)			—	無料
トールペイント作品展示と 体験(素敵で簡単な体験が できます)	体験は5日午後1時~3時		—	無料
座間の歴史を知ろう 市史等刊行物の見本展示	3月8日(土) 午前9時~午後3時	図書館	—	無料
おはなしサークルによる リレーおはなし会	3月8日(土) 午前10時30分~午後4時		—	無料
講演会「語り継ぐ戦争の話」 ~21世紀に生きる世代の 役割を考える~	3月8日(土) 午後1時30分~3時30分	ハーモニー ホール座間 大会議室	60人(申込順)	無料
図書館ボランティア体験 ~図書館でボランティアと 古本市の体験~	①3月8日(土) 午後1時30分~3時30分 ②9日(日)午前9時~正午	図書館	中学生以上 ①6人②3人 (申込順)	無料
ワンスモア・ブックスフェア (古本市)	3月8日(土)、9日(日) 午前9時~午後3時		—	無料
絵手紙作品の展示と体験 (簡単な絵手紙の体験が できます)	3月8日(土)、9日(日) 午前10時~午後4時 (9日は午後3時30分まで)	ハーモニー ホール座間 ギャラリー	—	無料
書道の作品展示と体験 (墨と筆を使った簡単な 文字アートが体験できます)			—	無料

催し名	とき	ところ	定員	費用
水彩画の作品展示と体験 ~気軽に水彩画を描いて みませんか!~			—	無料
座間のホテルについて 知っていますか? (活動・生態展示など)	3月8日(土)、9日(日) 午前10時~午後4時 (9日は午後3時30分まで)	ハーモニー ホール座間 ギャラリー	—	無料
鎌倉彫の作品展示と解説			—	無料
自分用の印(落款)の 印影展示と説明、作り方の相談			—	無料
七宝焼き体験~世界で1つ だけの七宝焼きをつくろう~	①3月8日(土)午後1時30分~3時 ②9日(日)午前10時~11時30分 ③9日(日)午後1時30分~3時		各8人 (申込順)	1000円 (材料代)
親子で楽しもう!みんなおいで! 「手作りニュースポーツ」	3月9日(日)午前10時~正午		—	無料
心の健康教室~「悩み」を 軽くするには!~			24人(申込順)	無料
革細工体験~オリジナル 「コインケース」を 作っちゃおう!~	3月9日(日) 午前11時~午後2時30分		10人(申込順)	250円 (材料代)
【工作】昔なつかしい 「イカ凧」を作ってみんなで 揚げよう!	3月9日(日) ①午前10時~正午 ②午後1時~3時		各10人 (申込順)	無料
【工作】①こんなに簡単! 「かのにのマスクット」を作ろう ②「まわるかな?」何ができる かな?来てのお楽しみ ③「カラフルこま」を作って 遊ぼう!	3月9日(日) 午前10時~午後3時	サニープレイス 座間(総合福祉 センター)	—	無料
あなたの生涯学習ニーズを お調べします! お答えします!			—	無料
座間市のおもしろ地域学 ~難問?何問できるかな?~			—	無料
フォークダンス ~みんなであげまに Shall We DANCE~	3月9日(日) 午後0時40分~1時20分		—	無料
やさしい手話体験 ~もうひとつの コミュニケーション~	3月9日(日)午後1時~2時		20人(申込順)	無料
男声合唱 素晴らしき ハーモニーをお届けします!	3月9日(日) 午後1時30分~2時10分		—	無料
みんなで一緒に歌いましょう ~大きな声をだしてスッキリ!~	3月9日(日) 午後2時20分~3時		—	無料
「男が楽しむ料理教室」 ~季節の食材を使った本格的な 欧風料理があなたにも作れます!~	3月9日(日) 午前10時~午後1時	東地区 文化センター	18人(申込順)	800円 (材料代)
「知っているようで知らなかつた 童謡の謎」(解説を入れ ながらの童謡コンサート)	3月13日(木) 午後1時30分~3時30分	ハーモニー ホール座間 小ホール	300人 (申込順)	無料

*申し込みが必要な催しに参加ご希望の方は、電話またはファクスで生涯学習推進課(図書館の催しは、図書館☎046(255)1211)にお申し込みください。

平成20年4月から

「後期高齢者医療制度」がスタート

現在、七十五歳以上（一定の障害のある方は六十五歳以上）の方は、国民健康保険や職場の健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健で医療を受けていますが、平成二十年四月からは、新たな高齢者だけの医療制度「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。今回は、この制度の概要について紹介します。

なお、後期高齢者医療制度についての詳しい説明は、三月一日号でお知らせします。

担当 保健医療課 ☎046(252)7213
☎046(252)7043

後期高齢者医療制度とは

近年、急速な少子高齢化の進展など、さまざまな社会環境の変化により、社会保障全体の費用は増加の一途をたどっています。特に、医療費の伸びは著しい状況であり、将来にわたって医療保険制度を安定的で持続可能なものとしていくため、平成十八年六月に医療制度改革関連法が国会で成立し、抜本的な医療制度の見直しが行われました。

その制度改革の一つとして、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていくための制度として、平成二十年四月から七十五歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。

老人保健制度は廃止に

後期高齢者医療制度の導

現行制度との比較

	現行 (老人保健制度)	平成20年4月から (後期高齢者医療制度)
対象者	75歳以上の方、65歳から74歳までで一定の障害がある方	同左
運営主体	座間市	神奈川県後期高齢者医療広域連合
保険料の負担	老人保健制度としての保険料の負担はない(加入している医療保険の保険料を負担する)	後期高齢者医療保険料を負担する
保険料の納入方法	(加入している医療保険の方法による)	原則年金からの天引き
患者負担	1割負担(一定以上の所得者のいる世帯の方は3割負担)	同左
加入手続き	申請により加入	申請の必要はなし

入に伴い、「老人保健制度」が廃止され、これまでその対象者であった七十五歳以上の方と、六十五歳以上で寝たきりなど一定の障害のある方（老人保健制度で認定を受けている方は、引き

続き認定を受けたものと見なされます）は、七十五歳の誕生日当日から、また、六十五歳以上の方で障害などの認定を受けたときは、その日から被保険者となります（左上表参照）。

老人保健制度では、国民健康保険や各種健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度の対象となっていました。後期高齢者医療制度への移行後は、国民健康保険や各種健康保険組合の医療保険を抜けて後期高齢者医療制度に新たに加入することになります。

被保険者証は一人一枚

加入後、被保険者証が一人に一枚交付されます。病気がやがてで医療機関にかかるときは、この被保険者証を医療機関へ提示すること、今までの老人保健制度と同様の給付を受けることができます。

なお、これにより、今までの国民健康保険と各種健康保険組合などの被保険者証や、老人保健医療受給者証は平成二十年四月から使えなくなります。

保険料の負担と納付

保険料は、被保険者単位で算出し、普通徴収または特別徴収（年金からの天引き）の方法によって納めます。その額は、被保険者が均等に負担する均等割額

（三万九千八百六十円）と、所得割額の合計となりま

す。なお、賦課限度額は五十万円となります。所得割額とは、被保険者の算定対象所得（総所得金額から基礎控除を差し引いた額）に所得割率（七・四五パーセント）を乗じて得た額です。また、保険料率などは、国で定める算定基準に基づき県後期高齢者医療広域連合で定めます。

なお、制度の安定運営を図るため、均等割額の三万九千八百六十円と所得割率の七・四五パーセントは二年ごとに見直しをすることになっていきます。

被扶養者であつた方の減額

健康保険組合などの被扶養者であつた方については、保険料の減額がされます。減額割合などについては、後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで、被用者保険（健康保険組合、共済組合など）の被扶養者の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となつた月から二年間、所得割額は賦課されず、均等割額のみ負担となります。さらに、この期間中は均等割額が五割減額されます。また、この制度の開始時に被扶養者から被保険者になる方については、特別措置として平成二十年四月から九月までは保険料の負担はなく、平成二十年十月から平成二十一年三月までは均等割額の九割が減額されることとなります。

徴収猶予・減免など

災害や所得の減少など特

別な事情により保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の徴収猶予や減免が受けられます。

また、所得の低い世帯の被保険者へは、均等割額が前年の総所得額などにより七割・五割・二割のいずれかの減額がされます。減額割合は、被保険者本人と世帯主や同一世帯のほかの被保険者の前年総所得金額などを合計した額と減額の基準となる額を比較し、それぞれ減額割合が決定されます。

そのほかの詳細については、担当または県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045(440)6700 にお問い合わせください。

広域連合と市町村の役割

老人保健制度は、市町村が運営をしていますが、後期高齢者医療制度は、県内の全ての市町村が加入している「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が当たりま

高年齢者医療広域連合は、制度の運営、被保険者の加入・脱退の管理、障害の認定、被保険者証の発行、保険料の決定と賦課、給付の決定などを担当します。

一方、市町村は加入や脱退の届け出の受け付け、被保険者証の引き渡し、保険料の納期の決定、保険料の年金からの特別徴収、督促状の発行、給付に関する申請受け付けなどを担当する。また、市町村がそれぞれ事務を分担して行っています。

そのほかの詳細については、担当または県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045(440)6700 にお問い合わせください。

神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページ URL <http://www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/>

お詫びと訂正

1月末から2月上旬にかけて、自治会を通じて配布しました「75歳以上の方へ～後期高齢者医療制度のお知らせ」の内容に次のとおり誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

均等割額の計算

年金収入201万円 - 120万円 - 15万円 = 66万円
《公的年金控除等》 《高齢者特別控除》 《減額判定額》
 減額判定額が2割減額の基準額以内に該当するので、3万9,860円の2割分を減額します。

[3万9,860円] × 8割 = 3万1,888円 ⇒ 3万1,880円 (10円未満切捨て)
(減額の判定の基準となる額の計算方法は次の頁の「均等割額の減額の基準」をご覧ください。)

※配布した資料には、[] で囲んだ箇所が66万円と記述され誤っていました。

所得割額の計算

(年金収入201万円 - 120万円 - 33万円) × 7.45% = 3万5,760円
《公的年金控除等》 《基礎控除》 《所得割率》

※配布した資料には、() が抜けていました。
 担当 保健医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

広告

ケーブル1本引き込むだけで、カンタン、ペンリ、快適に!

メディアアッティケーブルテレビで、いますぐできる地デジ対策。

ケーブルテレビならデジタル時代も安心です。

各種専用機器の購入も、専用アンテナも不要。いまお使いのアナログテレビでも、デジタル放送が楽しめます。

- 地上デジタル放送はもちろん、BS・CSデジタル放送の多彩なチャンネルが楽しめます。 ※iVxをデジタルでご覧になる場合は、地上デジタルチューナー内蔵テレビが必要となります。
- 地上デジタル放送用UHFアンテナも、BS・CSデジタル放送用パラボラアンテナもいっさい不要。(工事方法により異なります。)

賢く選べば、ケーブルテレビ! 将来も安心です。

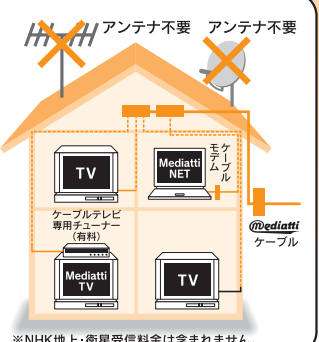


家中のテレビが、アンテナ不要に。

今年こそ「ホーム共聴工事」を!!

ご新築時がチャンスです。屋根やベランダがスッキリ! 室内のゴチャゴチャ配線も解消します。

ホーム共聴を導入されると……
 *VHF・UHFテレビアンテナはもちろん、BS・CS衛星放送用パラボラアンテナも不要。
 *ケーブルテレビ専用チューナーを設置しないテレビでも、一般のテレビ放送をアンテナ不要で無料で視聴いただけます。



※NHK地上・衛星受信料金は含まれません。

mediatti
 メディアアッティかながわ
株式会社 シティテレコムかながわ
 〒242-0017 大和市大和東1-11-5

●お問い合わせお申し込みは…**メディアアッティお客さまセンター**
0120-281641 受付時間 9:00~20:00
※20時以降は時間外受付センターにてお急ぎのご用件のみ承ります。
 サービスエリア 座間市 海老名市 瀬谷区 大和市 綾瀬市
上記エリアにお住まいのお客様でも地域によってはお待ちさせる場合がございます。



みんなの健康



担当 保健医療課 保健係 ☎046 (252) 7225 予防医療係 ☎046 (252) 7213 FAX046 (252) 7043

BCG接種

予

▽とき=①2月20日(水) ②29日(金) 午後1時15分～2時15分受け付け(時間厳守)▽ところ=市民健康センター▽対象=①平成19年11月生まれ(対象者には個人通知をします)と対象月に受けられなかった6カ月未満児

育児相談

保

▽とき=3月7日(金) 午前9時30分～10時30分受け付け(時間厳守)▽ところ=北地区文化センター▽内容=身体測定と食事・発育状態・しつけなどの相談▽持ち物=母子健康手帳▽申込方法=直接会場へ

発達相談

保

▽とき=3月7日(金) 午前9時～正午▽ところ=市民健康センター▽内容=乳幼児期の運動発達面での心配についての理学療法士による相談▽対象=4カ月～1歳6カ月児▽申込方法=電話予約

1歳児歯びいばスター(むし歯予防)教室

保

▽とき=3月24日(月) 午前9時15分～9時35分受け付け▽ところ=市民健康センター▽内容=むし歯予防について▽対象=1歳～1歳1カ月児(第1子に限る)▽定員=先着30人▽持ち物=母子健康手帳、歯ブラシ、コップ▽申込方法=電話予約

市要介護高齢者 介護手当



市では、介護保険法における要介護状態区分が4または5と認定された65歳以上の方を、基準日(申請日の属する月の3カ月前の初日)まで1年以上継続して在宅で介護している介護者を対象に、1世帯につき年額10万円の介護手当を支給します。次の要件をすべて満たしている場合は担当に申請してください。

<支給要件>

- ・要介護者が、基準日からさかのぼって1年間のうち入院期間が90日間を超えないこと
- ・要介護者が、基準日において過去1年間、介護サービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を受けなかったこと
- ・要介護者および支給対象者の世帯全員が、地方税法の規定による市民税非課税世帯であること
- ・支給対象者が、要介護者を主として介護していること
- ・支給対象者が、要介護者と生計を同じくしていること
- ・要介護者および支給対象者が申請日において、市内に1年以上居住していること

担当 長寿介護課
☎046(252)7084 FAX046(252)8238

健康相談

保

▽とき=3月4日(火) 午前9時30分～10時30分受け付け▽ところ=北地区文化センター▽内容=身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談▽持ち物=健康手帳▽申込方法=直接会場へ

個別健康相談

保

▽ところ=市役所1階保健医療課▽内容=食事療法や健康全般についての栄養士・保健師による相談▽持ち物=健康手帳(お持ちでない方には当日発行)▽申込方法=電話予約

救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違のないように!

予

◆休日(日曜日・祝日) 昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		
歯科	☎046(252)8217		
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	☎046(251)0119	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分
内科	☎046(252)9090		土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分
外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	☎046(251)0119	午後6時～10時(診療時間)

◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933	午後10時～翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	午後10時～翌朝午前8時

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。

平成20年度

スカイアリーナ座間 第1期スポーツ教室

【市内在住者】

○申込方法 往復はがきの往信用裏面に教室名、保育希望の有無、氏名(フリガナ)、年齢(学年)、住所、電話番号、親子体操の申し込みまたは保育希望者は子どもの氏名(フリガナ)、年齢、生年月日を、返信用表面に住所、氏名、郵便番号を記入の上、2月29日(金)までの消印で〒228-0011相模台1-5971スカイアリーナ座間スポーツ事業班あて郵送(多数抽選:抽選結果は3月中旬に通知)

※申し込みは、はがき1枚につき一人とします。

※エアロビクスおよびビギナーエアロビクスは受講

希望者が多いため、申し込みは一人につきいずれかの1教室とします。

※フィットネスヨガは受講希望者が多いため、申し込みは一人につきA班・B班どちらか1教室とします。

【市外在住者】

○申込方法 3月14日(金)から申し込み受け付け。午前9時30分から午後5時までに受講料を添えて直接窓口へ(電話予約可。ただし1週間以内に窓口で手続きを)。市内在住者のみで定員に達した教室はキャンセル待ちになります。

担当 市民体育館
☎046(255)0077 FAX046(255)1188

教室名	と	き	対 象	定 員	受講料	保 育
フィットネス ヨガ	A	4月15日～7月1日の毎週火曜日	18歳以上	各60人	4,000円	×
	B	(4月29日、5月6日を除く) 全10回				
親子体操		4月16日～7月2日の毎週水曜日	3歳以上の未就学児と保護者	32組	5,000円	○
エアロビクス		(4月30日、5月7日を除く) 全10回	18歳以上	各100人	4,000円	○
ビギナー エアロビクス	夜間					×
	A	4月17日～6月19日の毎週木曜日				○
バドミントン初心者		全10回	60人	6,000円	×	
卓球初心者		4月18日～6月20日の毎週金曜日	40人	5,500円	×	
健康体操		全10回	80人	4,500円	×	
気功初心者		全10回	60人		×	
トランポリン		5月17日～6月14日の毎週土曜日	小学生	30人	2,500円	×

※保育は、対象が2歳以上の未就学児で、定員が各20人(多数抽選)、保育料が一人1,500円です。

※親子体操は、対象年齢が教室開催期間中に3歳になる幼児は受講可能です。

おいしいヘルシー クッキング



○と き 3月5日(水) 午前10時～午後2時
○と ころ 市民健康センター
○内 容 高脂血症、糖尿病、高血圧、肥満など生活習慣病予防の食事作りを学ぶ
○対 象 40歳以上
○定 員 30人(申込順)
○参加費 200円(材料代)
○持ち物 前掛け、三角きん、ふきん2枚、筆記用具、健康手帳(お持ちでない方には当日発行)
○申込方法 2月29日(金)までに電話で担当へ
担当 保健医療課
☎046(252)7225 FAX046(252)7043

「団塊世代等生き生きプラン素案」 にご意見を



昨年7月に団塊世代の皆さんなどを対象に実施した「今後の生き方」などについてのアンケート結果を基に、皆さんが「生き生き」と活躍し、培った経験や知識、技能を地域活動などに生かすことができるようにするための「団塊世代等生き生きプラン素案」を作成しました。

同素案は、市役所1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、東・北地区文化センター、各コミュニティセンターのほか、市ホームページでも閲覧できます。ぜひ同素案をご覧ください、ご意見をお寄せください。

団塊世代等生き生きプラン素案への意見募集概要

○意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所を有する法人その他の団体

○意見の提出方法 任意の用紙に①件名「団塊世代等生き生きプラン素案について」②意見③住所、氏名、市内在勤者は事業所名・所在地、市内在学者は学校名・所在地、法人その他団体は名称・所在地・代表者名を記入し、3月3日(月)までに持参または郵送、ファクス、電子メールで次の提出先へ

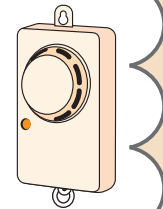
○提出先 〒228-8566座間市役所協働まちづくり課 ☎046(255)3550

電子メールpb04_dankai@city.zama.kanagawa.jp

※意見提出者に個別回答はしませんが、検討の結果、意見の概要と意見に対する市の考え方を市ホームページなどで公表します。

担当 協働まちづくり課 ☎046(252)8237 ☎046(255)3550

障害者と高齢者世帯を対象に 火災警報器の設置費用を 給付・助成します



住宅用火災警報器は、火災で発生する煙や熱を感じし、警報音で火災を知らせる器具です。新築住宅は既に設置が義務付けられているほか、既存住宅も平成23年6月1日から設置が義務付けられますので、それまでに設置をしてください。市では、心身障害のある方または高齢者世帯の方が火災警報器を購入・設置するときに掛かる費用の全部または一部を、次のとおり給付・助成していますので、対象となる方はご利用ください。



心身障害のある方

○対象 (1) 身体障害者手帳 1・2級所持者
(2) 療育手帳 A1・A2所持者
※障害と生活環境に応じて、対象とならない場合があります。

○内容 火災警報器を、日常生活用具として15,600円(税込み)を上限に給付(原則1割負担。1世帯につき1回のみ)
※購入前に必ず担当にお問い合わせください(購入後の給付はできません)。

担当 障害福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043

高齢者世帯の方

○対象 市内に1年以上居住し、介護保険の要支援・要介護認定者を含む市民税非課税世帯のうち、65歳以上の方がひとり暮らしをしている世帯、または65歳以上の方のみで構成されている世帯

○内容 火災警報器を市指定の“火災警報器設置費用助成事業協力店”で購入・設置するときに掛かる費用の2分の1の額を、下表のとおり助成(1世帯につき1回のみ。3台まで申請可)
※事前に申し込みが必要です。

※市から助成決定の連絡を受けてから購入・設置してください。

※申込方法や火災警報器設置費用助成事業協力店などについて、詳しくは、担当にお問い合わせください。

	1台設置	2台設置	3台設置	備考
費用	9,300円	15,700円	22,000円	費用は本体と設置費の合計額(消費税込み)
対象者負担額	4,650円	7,850円	11,000円	
助成額(協力価格の2分の1)	4,650円	7,850円	11,000円	

担当 長寿介護課 ☎046(252)7127 ☎046(252)8238

「協働まちづくり推進指針素案」 にご意見を



市と市民が一定の共通認識を持って「協働のまちづくり」を推進していくため、「協働」の基本的な考え方やルール、仕組みなどをまとめた「協働まちづくり推進指針」の策定を進めています。この度、同指針の素案ができました。

同素案は、市役所1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、東・北地区文化センター、各コミュニティセンターのほか、市ホームページでも閲覧できます。ぜひ同素案をご覧ください、ご意見をお寄せください。

協働まちづくり推進指針素案への意見募集概要

○意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所を有する法人その他の団体

○意見の提出方法 任意の用紙に①件名「協働まちづくり推進指針素案について」②意見③住所、氏名、市内在勤者は事業所名・所在地、市内在学者は学校名・所在地、法人その他団体は名称・所在地・代表者名を明記の上、3月21日(金)までに持参または郵送、ファクス、電子メールで次の提出先へ

○提出先 〒228-8566座間市役所協働まちづくり課 ☎046(255)3550

電子メールpb02_matiduku@city.zama.kanagawa.jp

※意見提出者に個別回答はしませんが、検討の結果、意見の概要と意見に対する市の考え方を市ホームページなどで公表します。

担当 協働まちづくり課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550

『消火器で火災を防ごう!』 ご家庭に消火器を



消火器は、もっとも身近でとても有効な消火器具です。最近では、ホースが無い住宅用消火器やスプレー式の簡易消火用具など、どなたにでも簡単に扱うことができるものが数多く開発されています。「いざ」というときのために、皆さんのご家庭にも消火器や簡易消火用具を備えておくことをお勧めします。既に消火器や簡易消火用具を用意している方は、それらの本体に記載されている火災の適応表示や有効期限を確認し、期限切れなどに注意をしましょう。

平成19年中、市内の建物火災20件のうち、コンロを原因とするものが5件ありました。この火災は「ちょっと目を離したすきに火出してしまった」ということが多いので、原則として、天ぷらなどの調理中はその場を離れてはいけません。最近、少量の油で揚げ物をする方が増えているようですが、油が少なくないで発火しやすいことが分かってきました。少ない油で揚げ物をする際は、特に注意が必要です。

これら天ぷら油火災に対しても消火器は非常に有効です。もしものときには、次のことに注意し、落ち着いて消火をしてください。

○天ぷら油火災消火の注意点

- 1 水をかけてはいけません。高温の油が飛び散って火が大きくなってしまいます。
- 2 消火器の薬剤を油面に直接かけると、油が飛び散る危険があります。数メートル離れて鍋の縁に当て油面に流し込むようにかけましょう。
- 3 消火器はコンロから離れた場所に置きましょう。
- 4 消火器がない緊急時には、水で濡らし軽く絞ったタオルで鍋を覆い消火する方法もありますが、やけどをする危険もあるので無理だと思ったら避難して助けを呼びましょう。

なお、消火器はとても役立つ物ですが、一般家庭に消火器を設置する法的な義務はありません。高額で消火器を売りつける悪質な訪問販売などには十分ご注意ください。

担当 消防本部予防課 ☎046(256)2213 ☎046(256)2215

「暮らしの情報～座間市民便利帳～」を発行

市が実施するさまざまな行政サービスを紹介する冊子「暮らしの情報～座間市民便利帳～」を発行しました。同冊子は、自治会を通じて各加入世帯に配布しているほか、市役所1階市民情報コーナー、出張所、市公民館、北・東地区文化センター、コミュニティセンターの各窓口などでも配布しています。ぜひご利用ください。

担当 情報推進課 ☎046(252)8321 ☎046(255)3550



新しい人権擁護委員に 吉川慶司さん

人権擁護委員は、基本的人権を守るとともに、その普及と意識の高揚を図るため、問題解決の相談や啓発活動に当たっています。このほど、緑ヶ丘在住の吉川慶司さん(右写真)が法務大臣から新たに人権擁護委員に委嘱されました。

なお、本市の人権擁護委員は、下表のとおりです。人権擁護委員は、毎月第2火曜日午前9時から正午まで、市役所で人権相談を受け付けているほか、随時、自宅でも相談に応じていますので、気軽にご相談ください。

氏名	住所	電話番号
瀬戸 宏孝	座間1丁目	☎046(255)0062
岩堀 勝三	小松原1丁目	☎046(253)7739
森田 洋一	南栗原1丁目	☎046(253)9350
水澤 加奈子	相模が丘2丁目	☎042(745)6124
落合 正子	南栗原4丁目	☎046(252)0332
古木 恵美	入谷1丁目	☎046(251)0438
吉川 慶司	緑ヶ丘4丁目	☎046(255)1364

担当 市民人権課 ☎046(252)8087 ☎046(252)0220



新たに人権擁護委員になった吉川慶司さん

～安心して暮らせる安全なまちを目指して～

市営住宅からの暴力団員の 排除に取り組みます!

昨年、町田市内の都営住宅で発生した発砲事件をはじめ、暴力団員による殺人事件や傷害事件などの犯罪が後を絶ちません。市では、市営住宅の入居者や周辺住民の生活の安全と平穩を確保するために、警察と協力して市営住宅から暴力団員を排除するよう、「市営住宅の設置及び管理に関する条例」を次のとおり改正し、4月1日から施行します。



【主な改正点】

- 1 新規申込者とその同居者が暴力団員である場合は、入居を認めません。
- 2 同居しようとする人と入居の承継をしようとする人が暴力団員である場合は、許可しません。
- 3 既入居者が暴力団員であることが判明した場合は、一定の要件の下、住宅の明け渡しを請求します。

担当 建築・住宅課 ☎046(252)7032 ☎046(255)3550

現在、本市の広報紙「広報ざま」は、毎月1日と15日に新聞折り込み(朝日、神奈川、産経、東京、日本経済、毎日、読売の各紙)で市民の皆さんにお届けしています。新聞を購読していない世帯の皆さんには、市内公共施設のほか、駅や郵便局、病院、一部の商店などで配布をしています。配布場所は半径500メートル以内に1カ所を目安として、市内外78カ所に設けてあります。下表の中からお近くの配布場所を確認し、ご利用ください。

担当 情報推進課 ☎046(252)8321 ☎046(255)3550

市内外78カ所で配布中!



あなたの近所で 「広報ざま」が受け取れます

○広報ざま配布場所一覧

施設名または店名	住所
座間郵便局	相模が丘1-36-34
相模が丘老人憩いの家	相模が丘2-43-39
北出張所	相模が丘3-38-1
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1
座間相模が丘郵便局	相模が丘3-67-19
第2子育て支援センター	相模が丘5-29-59 石井ビル1階
北地区文化センター	相模が丘5-30-4
相模台病院	相模が丘6-24-28
みどり歯科	相模原市松が枝町23-9
おださがプラザ	相模原市南台3-20-1 ラクアル・オダサガ4階
小田急相模原駅	相模原市南台3-20-1
小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14
アガベセンター	小松原2-10-14
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6
東出張所	ひばりが丘1-49-1
ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1
座間ひばりが丘郵便局	ひばりが丘2-33-33
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1
座間厚生病院付属東原診療所	東原1-6-12
子育て支援センター	東原2-8-1 サンホープ2階
リサイクルプラザ	東原2-16-10
東地区文化センター	東原3-1-1
南出張所	東原4-13-13
東原コミュニティセンター	東原4-13-13
中央労働金庫 座間支店	東原5-3-45
よしのや	さがみ野1-9-1
さがみ野駅前郵便局	さがみ野2-2-23
サークルK さがみ野三丁目店	さがみ野3-3-22
大塚本町郵便局	海老名市東柏ヶ谷1-2-2
さがみ野駅	海老名市東柏ヶ谷2-30-28
相武台前駅	相武台1-4759
相武台病院	相武台1-4941-1
スカイアリーナ座間	相武台1-5971
相武台コミュニティセンター	相武台3-4770-26
相武台老人憩いの家	相武台4-1441-1
相模野児童館	広野台1-46-29
座間厚生病院	栗原912-2
座間洋らんセンター	栗原947
ミニストップ 栗原中央店	栗原中央1-31-24

施設名または店名	住所
栗原児童館	栗原中央3-29-17
J A さがみ栗原支店	栗原中央5-5-10
栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1
Yショップ南栗原あやりや店	南栗原2-5-27
かしわ台駅	海老名市柏ヶ谷1026
かしわ台駅前郵便局	海老名市柏ヶ谷713-2
市役所1階情報コーナー	緑ヶ丘1-1-1
ハーモニーホール座間	緑ヶ丘1-1-2
市民健康センター	緑ヶ丘1-1-3
サニープレイス座間	緑ヶ丘1-2-1
緑ヶ丘郵便局	緑ヶ丘2-2-38
海老名屋酒店	緑ヶ丘4-13-45
消防本部予防課	緑ヶ丘6-1-15
青少年センター	立野台1-1-4
ハーモス座間	立野台1-19-1
座間立野台郵便局	立野台2-19-3
立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12
立野台老人憩いの家	立野台3-20-41
座間警察署	入谷1-193
西出張所	入谷1-3097
市公民館	入谷1-3097
ざま生涯学習サポートセンター	入谷1-3097(市公民館内)
ローソン 座間入谷店	入谷1-416-1
県立座間谷山公園(パークセンター)	入谷3-3904
県立座間谷山公園(里山体験館)	入谷3-3904
図書館	入谷3-5873
入谷老人憩いの家	入谷4-2773-3
座間駅	入谷5-1682
座間駅前郵便局	入谷5-1881-58
座間児童館	入谷5-1891-5
芥川商店	入谷5-1933
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026
ヤマザキデイリーストア 座間南店	四ツ谷768-1
岸商店	新田宿121-1
大正屋酒店	新田宿70
池上バラ園	新田宿76
鳩川児童館	座間1-1922
座間中宿郵便局	座間1-3098-1
座間老人憩いの家	座間2-2765

お役立ち情報満載!

ざまインフォメーション

			2									3											
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			24	25	26	27	28	29		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
										16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
										28	29	30	31										

市内の催しや行政情報などは、『ホームページ』<http://www.city.zama.kanagawa.jp/> でも案内しています。

案内

県統計大会で統計調査功労者を表彰

1月19日に、統計思想の普及や啓発を目的とした「第57回神奈川県統計大会」が開催され、統計調査に功績のあった方が表彰を受けました。当市の受賞者は、次の統計調査員の皆さんです(敬称略)。

○**県知事統計功績者表彰** 石松正子(西栗原1丁目)、伊藤久子(緑ケ丘5丁目)

○**県統計協会統計功労者表彰** 秋葉麻子(相模が丘4丁目)

○**平成19年度総務省所管統計功績者表彰(18年事業所・企業統計調査指導員)** 嶋津テル工(相武台1丁目)

○**平成19年度経済産業省所管統計功労者感謝状** 稲垣みさ子(相武台1丁目)、伊藤久子(緑ケ丘5丁目)、今井澄子(東原4丁目)

担当 政策課
☎046(252)8379 ㊟046(255)3550

地球温暖化を防ごう！冬の省エネにご協力を

冬は特に電気の使用量が増加する季節です。国際的に問題になっている「地球温暖化」をこれ以上進行させないために、次のことを参考にして、省エネ生活を心掛けましょう。

●冬季は、家庭やオフィスなどの室温を20度に調整する

●オフィスでは、暖房に頼りすぎず、暖かく快適に過ごすビジュアル「ウォームビズ」を心掛ける

担当 環境対策課
☎046(252)8214 ㊟046(257)7743

消費生活モニター募集

○募集人数 10人
○応募資格 食品などの買い物をしている20歳以上の市内在住者

○内容 研修会や講座などへの出席、指定商品の価格調査(年4回)、消費生活に関する意見の提出など

○任期 4月1日から1年間
○応募方法 所定の応募用紙(担当、各出張所、市民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンターで配布)に必要事項を記入し、3月21日(金)までに本人が市役所4階商工観光課に持参

担当 商工観光課
☎046(252)7604 ㊟046(255)3550

ご利用ください！中退共制度

中小企業退職金共済制度(中退共)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業であっても、従業員に大企業並みの退職金を支払うことができるようにすることを目的に、法律で定められた社外積立立て型の退職金制度です。まだ未加入の事業所は、ぜひ加入をご検討ください。

【中退共制度の特徴】

- 掛け金を納めるだけで手軽に退職金制度を設けることができます。
- 掛け金の一部を国と市が一定期間補助します。
- 掛け金は税法上、全額損金および必要経費として非課税になります。
- 会社の安定や優秀な人材の確保、従業員の安心と信頼を得ることができます。
- パートの方も月額2,000円から加入できます。

○問い合わせ先 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー☎03(3436)4351、県商工労働部労政福祉課☎045(210)1111

【申請により掛け金の一部を補助】市では、中退共に加入している事業所に、支払った掛け金の一部を補助しています。

○対象 平成15年1月以降、同制度に加入または被共済者を追加した事業所

※ほかの年金から移行した被共済者については除外されます。

○申請期間 2月15日(金)～29日(金)午前9時～正午、午後1時～5時(土曜・日曜日を除く)

○補助額 支払った掛け金(月額6,000円分まで)の10パーセントの額

※今回の対象は平成19年1月から12月までに支払った掛け金です。

○申請方法 対象者の共済手帳、掛け金などの振替通知書、事業所代表者の印、振込先の分かる物(預金通帳など)を持って市役所4階商工観光課へ

担当 商工観光課
☎046(252)7604 ㊟046(255)3550

交通遺児修学金申し込みを受け付け

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

市内の交通事故件数

平成20年1月1日～1月31日(物件事故を含まず)

	件数	死者	負傷者
20年	47	0	49
19年	60	0	74
増減	-13	0	-25

消防・救急車出動件数

	消防車	救急車
1月	1月	1月
20年	61	351
19年	43	371
増減	+18	-20

※火災・災害情報の問い合わせは、テレフォンサービス☎046(251)1399へ。

【中退共制度の特徴】

市内の交通事故件数

平成20年1月1日～1月31日(物件事故を含まず)

	件数	死者	負傷者
20年	47	0	49
19年	60	0	74
増減	-13	0	-25

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

農地の無断転用はいけません！

市農業委員会では、農地を保全す

るため農地パトロールを実施しています。これは、大切な農地が無断で資材置場や建設残土の捨て場などに転用されていないかを巡視するものです。

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法違反で厳しい罰則があります。農地転用には法律上の制限がありますので、事前に地域の農業委員や担当にご相談ください。

担当 農業委員会事務局
☎046(252)7397 ㊟046(255)3550

○問い合わせ先 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー☎03(3436)4351、県商工労働部労政福祉課☎045(210)1111

【申請により掛け金の一部を補助】市では、中退共に加入している事業所に、支払った掛け金の一部を補助しています。

○対象 平成15年1月以降、同制度に加入または被共済者を追加した事業所

※ほかの年金から移行した被共済者については除外されます。

○申請期間 2月15日(金)～29日(金)午前9時～正午、午後1時～5時(土曜・日曜日を除く)

○補助額 支払った掛け金(月額6,000円分まで)の10パーセントの額

○申請方法 対象者の共済手帳、掛け金などの振替通知書、事業所代表者の印、振込先の分かる物(預金通帳など)を持って市役所4階商工観光課へ

担当 商工観光課
☎046(252)7604 ㊟046(255)3550

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

市内の交通事故件数

平成20年1月1日～1月31日(物件事故を含まず)

	件数	死者	負傷者
20年	47	0	49
19年	60	0	74
増減	-13	0	-25

消防・救急車出動件数

	消防車	救急車
1月	1月	1月
20年	61	351
19年	43	371
増減	+18	-20

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

農地の無断転用はいけません！

市農業委員会では、農地を保全す

るため農地パトロールを実施しています。これは、大切な農地が無断で資材置場や建設残土の捨て場などに転用されていないかを巡視するものです。

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法違反で厳しい罰則があります。農地転用には法律上の制限がありますので、事前に地域の農業委員や担当にご相談ください。

担当 農業委員会事務局
☎046(252)7397 ㊟046(255)3550

○問い合わせ先 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー☎03(3436)4351、県商工労働部労政福祉課☎045(210)1111

【申請により掛け金の一部を補助】市では、中退共に加入している事業所に、支払った掛け金の一部を補助しています。

○対象 平成15年1月以降、同制度に加入または被共済者を追加した事業所

※ほかの年金から移行した被共済者については除外されます。

○申請期間 2月15日(金)～29日(金)午前9時～正午、午後1時～5時(土曜・日曜日を除く)

○補助額 支払った掛け金(月額6,000円分まで)の10パーセントの額

○申請方法 対象者の共済手帳、掛け金などの振替通知書、事業所代表者の印、振込先の分かる物(預金通帳など)を持って市役所4階商工観光課へ

担当 商工観光課
☎046(252)7604 ㊟046(255)3550

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

市内の交通事故件数

平成20年1月1日～1月31日(物件事故を含まず)

	件数	死者	負傷者
20年	47	0	49
19年	60	0	74
増減	-13	0	-25

消防・救急車出動件数

	消防車	救急車
1月	1月	1月
20年	61	351
19年	43	371
増減	+18	-20

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

農地の無断転用はいけません！

市農業委員会では、農地を保全す

るため農地パトロールを実施しています。これは、大切な農地が無断で資材置場や建設残土の捨て場などに転用されていないかを巡視するものです。

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法違反で厳しい罰則があります。農地転用には法律上の制限がありますので、事前に地域の農業委員や担当にご相談ください。

担当 農業委員会事務局
☎046(252)7397 ㊟046(255)3550

○問い合わせ先 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー☎03(3436)4351、県商工労働部労政福祉課☎045(210)1111

【申請により掛け金の一部を補助】市では、中退共に加入している事業所に、支払った掛け金の一部を補助しています。

○対象 平成15年1月以降、同制度に加入または被共済者を追加した事業所

※ほかの年金から移行した被共済者については除外されます。

○申請期間 2月15日(金)～29日(金)午前9時～正午、午後1時～5時(土曜・日曜日を除く)

○補助額 支払った掛け金(月額6,000円分まで)の10パーセントの額

○申請方法 対象者の共済手帳、掛け金などの振替通知書、事業所代表者の印、振込先の分かる物(預金通帳など)を持って市役所4階商工観光課へ

担当 商工観光課
☎046(252)7604 ㊟046(255)3550

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

市内の交通事故件数

平成20年1月1日～1月31日(物件事故を含まず)

	件数	死者	負傷者
20年	47	0	49
19年	60	0	74
増減	-13	0	-25

消防・救急車出動件数

	消防車	救急車
1月	1月	1月
20年	61	351
19年	43	371
増減	+18	-20

○対象 小・中学校、高等学校に在学している市内在住の交通遺児

○支給額 年額2万円

○支払時期 毎年3月

○申込方法 3月14日(金)までに、直接市役所1階子育て支援課へ

担当 子育て支援課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

農地の無断転用はいけません！

市農業委員会では、農地を保全す

○持ち物 室内用運動靴、着替え、昼食

○申込方法 所定の申込用紙(担当窓口と市内小学校で配布。市ホームページでダウンロード可)に必要事項を記入し、2月29日(金)までに直接・郵送(〒228-8566市役所スポーツ課あて)・ファクスで担当へ

※車で来場の際は、第2駐車場(消防本部前)に駐車してください。

担当 スポーツ課
☎046(252)8177 ㊟046(252)4311



◆平成20年(2008年) 2月15日発行
◆座間市秘書室情報推進課編集
〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
URL:http://www.city.zama.kanagawa.jp/
☎:http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/

配偶者などからの暴力に悩んでいる方へ

DV相談のご利用を

配偶者や恋人など、親しい異性からの暴力に悩んでいませんか。これらの暴力には、身体的なものをはじめ心理的・経済的なものなど、さまざまな暴力が挙げられます。一人で考え込まずにDV(ドメスティック・バイオレンス)相談員にご相談ください。

○とき 月曜・水曜・金曜日午前9時～午後0時15分、午後1時～5時15分

○ところ 市役所3階市民人権課

※費用は無料です。秘密は守られます。

担当 市民人権課 ☎046(252)8483 ☎046(252)0220



あくしゅフォーラム

～ざまの男女共同参画社会の
実現をめざして～



○とき 3月15日(土)午後1時30分～4時(午後1時開場)

○ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)小ホール

○内容 介護プロデューサー竹永睦男さんによる「男女で分かち合う介護」をテーマにした講演、市民の皆さんによる「ふれあいコンサート」(手話通訳・要約筆記あり)

○保育 あり(3月7日(金)までに要予約、原則2歳以上、おやつ代100円)

○申込方法 直接または電話かファクスで担当へ

担当 市民人権課 ☎046(252)8483 ☎046(252)0220



竹永睦男さん

新鮮な野菜がいっぱい!
ざま市民朝市



地元農家が生産した新鮮な野菜や、市の特産品などを販売する朝市を次のとおり開催します。多くの皆さんのお越しをお待ちしています。

○とき 2月24日(日)午前7時～8時(荒天中止)

○ところ 市役所ふれあい広場(市庁舎とハーモニーホール座間の間)

○販売品 地場産野菜、農産物加工品、肉、肉加工品、花き、市指定特産品

※朝市は、毎月第4日曜日に開催しています。

担当 農政課 ☎046(252)7601 ☎046(255)3550



我が家の餌台にはご飯粒、パンくず、ヒマワリの種、ミカンなどを置いています。野山に餌が少なくなるこの時期、例年はいろいろな鳥がやって来ていたのですが、今年は自然の中の餌が豊富に残っているのでしょうか、種類が多くありません。それでもスズメ、シジュウカラ、メジロは常連さんで、人が家の中に入り姿が見えなくなるのを待って、羽音を立てながら一斉に集まって来ます。餌台は居



バードフィーディング(小鳥の餌やり)の楽しみ

間から見えるところにあり、小鳥たちのにぎやかな食事の様子を見ることが出来ます。小鳥たちはそれぞれに個性的で、いつまで見ても飽きません。むしろ、自然が身近に感じられて心が和らぎホッとします。



常連のシジュウカラ。スズメと餌を取り合うが、いつも押され気味

昨年同様、濡れ縁に座って小鳥を見てみると、ヤマガラが恐れる様子もなくすぐ近くの枝に止まり、ヒマワリの種を食べ始めました。試しにヒマワリの種を手に載せて待っていると、ついに二羽のヤマガラが、手から餌を持っていくようになりました。これだけ慣れたのだから決定的瞬間を写真にと思いましたが、それは叶いませんでした。今シーズンも何度かヤマガラを見掛けましたが、ほかの小鳥



前田 美優ちゃん
H19.4.24生まれ 女
立野台3丁目



山下 萌ちゃん
H19.3.9生まれ 女
相模が丘2丁目



尾道 こうき
H19.8.3生まれ 男
入谷1丁目



むなかた あやね
宗形 絢音ちゃん
H19.3.21生まれ 女
緑ヶ丘2丁目



島名 まい
舞ちゃん
H19.4.19生まれ 女
座間1丁目

こんにちは
赤ちゃん
赤ちゃん